

徳島市監査委員告示第 2 1 号

令和 6 年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

徳島市監査委員	笠	井	寿	範
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

企 政 発 第 6 0 号

令和 7 年 5 月 13 日

徳 島 市 監 査 委 員 殿

徳島市長 遠 藤 彰 良

令和 6 年度定期監査結果（令和 7 年 3 月 3 1 日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

企画政策部 中心市街地活性化推進室

指摘事項	1 貸付金元利収入について、調定ができていないものがあった。 ・徳島都市開発株式会社貸付金元利収入 歳入の調定は、事後調定にあたるものを除き、納入通知及び収納に先立って行われるべきところ、調定が行われていなかった。 関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	今回の監査結果が通知される前に、所属課で調定ができていないことに気づき、直ちに調定手続を行いました。 原因としては、歳入の調定が納入通知に先立って行われることを十分に認識できていなかったことによるものです。 今後は、今回の指摘事項について課内で共有するとともに、適切な事務処理について確認するように課内で周知徹底を図り、再発防止に努めます。

監査結果に基づく措置状況

都市建設部 都市建設政策課

指摘事項	2 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。 ・徳島県都市計画用途地域変更検討業務委託契約 契約期間：令和5年6月30日から令和7年3月31日 契約金額：5,830,000円 市長決裁としており、決裁権者は適切であったものの、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づき、会計管理者との協議をすべきところ、協議ができていなかった。 予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	支出負担行為書において、市長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった原因は、決裁権者等の確認不足によるものであり、速やかに協議を完了しました。 今回の指摘事項を課内において共有するほか、今後、規則に基づき適正に処理を行うとともに、確認事項を整理し、決裁の協議完了時には再確認を行うことで、再発防止に努めます。

監査結果に基づく措置状況

企画政策部 秘書課

指摘事項	1 旅行命令の取消手続が適正でないものがあった。 ・第94回全国市長会議及び令和6年度全国広域連合長会議への出席取消にかかるキャンセル料について 会議への出席を取り消し、キャンセル料を支出しているが、職員旅費支給条例に基づき、旅行命令を取り消すには書面で行うべきところ、書面が作成されていなかった。 職員旅費支給条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	原因としては、キャンセル料の支払い手続を行ったことで、当該旅行の取消手続も行ったものと認識していたことによる、職員旅費支給条例の認識不足及び確認不足から生じたものです。 条例に基づき早急に書面での旅行命令取り消しを行うとともに、今回の指摘事項について、課内で共有し適正な事務処理を行うよう周知徹底をすることで、再発防止に努めます。